

## 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案等 に対する意見の募集について

平成27年2月27日

環境省地球環境局地球温暖化対策課  
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室  
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の改正等を踏まえ、「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」、「温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令」、「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法」及び「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」について、三つ化窒素に係る規定や電子申請に係る規定を追加するなどの改正を行うこととしています。

つきましては、この命令案等について、広く国民の皆様から御意見を頂くべく、以下の要領で意見(パブリックコメント)の募集をいたしますので、忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆様から頂いた御意見につきましては、命令等の制定に際して参考にさせていただきます。また、募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方をとりまとめた上で公表する予定です。(頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。)

### 【意見募集要領】

#### 1. 意見募集対象

【資料】「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案等」の概要

#### 2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 環境省及び経済産業省ホームページにおける掲載
- (3) 窓口での配布

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

(東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル 17階)

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室  
(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館6階)

### 3. 意見募集期間

○平成27年2月27日(金)～平成27年3月29日(日)

※郵送の場合は同日必着

### 4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を送付してください(なお、電話・FAXでの御意見の提出には対応しかねますので、予め御了承ください)。

○電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合  
e-Gov(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Opinion>)の意見提出フォームから、意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、御提出ください。

○電子メールを利用する場合  
電子メールアドレス: [ghg-santeikohyo@env.go.jp](mailto:ghg-santeikohyo@env.go.jp)  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課宛

※件名を「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令(案)等の概要に対する意見」とし、テキスト形式にして送付してください。

○郵送する場合  
住所: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

### 5. 意見記入方法

○別紙の様式(A4用紙)にならい、氏名、連絡先、職業(または所属団体)を必ず明記してください。御意見については、1枚につき1つの意見及び理由(2,000字以内)を御記入ください。また、必ず100字以内の概要を御記入ください。意見を十

分把握させていただくため、連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく記入してください。

○御意見の対象となる個所(頁・行など)を明記してください。

○電子メール等を利用して応募される場合は、別紙様式に記入していただく必要はありませんが、本記入要領に則して御記入願います。